

# リヤド日本人学校規則

## 第一章 総 則

### (目的)

第1条 本校は、サウジアラビア王国在留の日本人子女並びに本校に入学を希望する子女に対し、日本の教育基本法及び学校教育法に基づき、文部科学省が定める学習指導要領に準拠した初等中等普通教育を施すことを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、リヤド日本人学校 (RIYADH JAPANESE SCHOOL)と称する。

### (所在地)

第3条 本校を、P.O.BOX250090, RIYADH11391, KINGDOM OF SAUDI ARABIA に置く。

### (設置及び運営)

第4条 本校は、「リヤド日本人会」により設立され、1985年9月20日に開校した学校である。その運営は、リヤド日本人学校運営理事会が行う。

## 第二章 学校規則Ⅰ〈 修業年限 収容定員 学年 学期 休業日 〉

### (構成及び修業年限)

第5条 本校は、小学部及び中学部をもって構成し、修業年限は小学部6年、中学部3年とする。

②本校は、特別支援学級(知的障がい、自閉症・情緒障がい)を設置する。

### (学年)

第6条 本校の学年は4月1日から始まり、翌3月31日に終わる。

### (収容定員)

第7条 本校の収容定員は、小学部20人、中学部10人とする。

②特別支援学級に関しては、校内の施設状況に応じて定員を決める。

### (学期)

第8条 学年を分けて、次の3学期とする。

- ・第1学期 4月1日から8月31日まで
- ・第2学期 9月1日から12月31日まで
- ・第3学期 1月1日から3月31日まで

### (休業)

第9条 本校の休業日は、金、土曜日のほかに下記の通りとする。

- ・学年始休業日 4月1日～4月10日前後まで
- ・夏季休業日 7月20日前後～8月末日までの間
- ・冬季休業日 12月20日前後～1月10日前後まで
- ・学年末休業日 3月10日前後～3月31日まで
- ・ラマダン休業日、ハッジ休業日(暦年によって定める)
- ・子どもの日 (5月5日)
- ・サウジアラビア王国ナショナルデー(9月23日)
- ・サウジアラビア王国ファウンディングデー(2月23日)

(祝日が休日に係る場合、金曜日なら前日、土曜日なら後日を代休とする)

※年間の授業日数について200日を基準とし、夏季休業と冬季休業で調整する。

- 2 校長は、必要と認めた場合、学校運営理事会に届け出て休業日に授業を行うこと、また臨時に授業を行わないことができる。

## 第三章 学校規則Ⅱ〈 入学 編入学 退学 休学 〉

### (入学)

第10条 本校に入学・編入学する者は、保護者が入学願書を提出し、許可を得なければならない。

(退学)

第 11 条 本校を退学しようとする者は、保護者がその旨を校長に申し出て、所定の手続きをとらなければならない。

(休学)

第 12 条 児童・生徒が傷病そのほかのため引き続き 3 か月以上就学することができない場合には、保護者が休学届に診断書を添えて願い出なければならない。

#### 第四章 学校規則Ⅲ〈 教育課程 学習評価 卒業 〉

(教育課程)

第 13 条 本校の教育課程の編成は、小学部及び中学校の学習指導要領に準拠し、校長がこれにあたる。

②特別支援学級に関しては、小学部および中学部に準じ、学校教育施行規則第 138 条に定める「特別の教育課程」を編成するものとする。

2 教育課程編成、授業時数等は別に定める。

3 校長は、各年度における教育課程の編成計画・実施等の状況を学校運営理事会に報告しなければならない。

(学習評価)

第 14 条 校長は、各学年の課程の修了または卒業を認めるにあたって、児童・生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

2 学習の評価の規準は、学習指導要領に示されている目標を規準として校長が定める。

(卒業)

第 15 条 校長は、本校の小学部及び中学部の全教育課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

#### 第五章 教職員

(教職員)

第 16 条 本校に、校長・教諭・講師・事務職員、または必要に応じて教頭・ドライバーを置く。

2 校長は、校務を掌り、所属職員を監督し、必要に応じて児童・生徒の教育を掌る。

3 教頭は、校長を助け、校務を整理し、必要に応じて児童・生徒の教育を掌る。

4 教諭・講師は、児童・生徒の教育を掌る。

5 事務職員は事務に従事する。

6 ドライバーは、公用車の運転、その他指示された用務にあたる。

7 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

(服務)

第 17 条 教職員の服務は別に定める。

#### 第六章 賞罰

(賞罰)

第 18 条 校長・教諭は教育上必要があると認めたときには、児童・生徒に対して賞罰を加えることができる。

#### 第七章 財務

(財務)

第 19 条 本校の財務については別に定める。

(授業料・入学金)

第 20 条 本校の授業料・入学金については別に定める。

#### 第八章 改正

(改正)

第 21 条 この規則の改正は、学校運営理事会の承認を必要とする。

## 付則

この規則は昭和60年9月1日より施行する。

昭和62年3月5日	一部改正
昭和63年2月25日	一部改正
平成元年4月22日	一部改正
平成7年4月16日	一部改正
平成14年3月18日	一部改正
平成18年4月16日	一部改正
平成18年7月10日	一部改正
平成25年6月24日	一部改正
平成30年5月6日	一部改正
令和元年10月6日	一部改正
令和4年6月1日	一部改正
令和6年12月1日	一部改定